

**印西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）**  
**市民意見公募手続の実施要領**

**1. 目的**

この要領は、「印西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」（以下「設備運営基準条例（案）」という。）の策定過程において、市民に広く情報提供し、市民が意見又は提案（以下「意見等」という。）を述べるができる機会を確保することにより、市民の市政への積極的な参画を推進することを目的とした市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について、必要な事項を定める。

**2. 実施主体**

市民意見公募手続の実施主体は、印西市とする。

**3. 設備運営基準条例（案）の公表**

市民意見公募手続に供する、「設備運営基準条例（案）」は、印西市において決定し、この要領の定めるところにより市民に対して公表するものとする。

**4. 意見等の提出ができる者**

市内に在住、在勤又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体とする。

**5. 意見等の提出方法**

- (1) 意見等は、郵送・ファックス・直接持参・電子メール・設備運営基準条例（案）の閲覧場所に設置する意見回答箱により、提出できるものとする。ただし、閉庁・休館日及び閉庁・閉館時間は除くものとする。
- (2) 意見書の様式は別紙のとおりとする。また任意様式も可とする。
- (3) 意見等は、文書又は電子的記録として残るものに限る。
- (4) 意見等を提出しようとする者は、意見書に住所、氏名及び電話番号を明記しなければならない。住所、氏名及び電話番号が明記されていない場合は、その意見を無効とする。
- (5) 提出に要する諸費用は、提出者の負担とする。
- (6) 意見等の提出先は、下表のとおりとする。

提出方法	提出先
郵送	〒270-1396 千葉県印西市大森2 3 6 4 - 2 印西市健康子ども部保育幼稚園課計画管理係
ファックス	F A X 番号 0476-33-4585
直接持参	印西市役所別館1階 健康子ども部保育幼稚園課窓口
電子メール	hoikuka@city.inzai.chiba.jp
意見回答箱	閲覧場所（市役所、各支所・出張所（滝野出張所を除く））

	く)・公民館・図書館、中央駅前地域交流館)に設置する意見回答箱
--	---------------------------------

## 6. 意見等の募集期間

令和7年6月15日(日)から令和7年7月1日(火)まで

※郵送の場合は、令和7年7月1日(火)当日消印有効

## 7. 設備運営基準条例(案)の公表方法

市ホームページ、健康子ども部保育幼稚園課窓口、市役所行政資料室、各支所・出張所(滝野出張所を除く)・公民館・図書館及び中央駅前地域交流館において、令和7年6月15日(日)から令和7年7月1日(火)まで閲覧又は貸出に供するものとする。ただし、閉庁・休館日及び閉庁・閉館時間は除く。なお、貸出用資料の返却期限は貸出日の翌々日とし、貸出を受けた窓口に返却するものとする。

## 8. 意見等の取り扱い

- (1) 提出された意見等は、住所、氏名及び電話番号が明記されていないもの、単に賛否の結論を示したもの及び趣旨が不明確なものは意見等として取り上げないものとする。
- (2) 提出された意見書は返却しない。また、意見等に対する個別の回答も行わない。
- (3) 提出された意見等は、印西市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、公表するものとする。